# 十四、三楽オーシャン株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第一九号

## 排除命令

東京都中央区宝町一丁目七番地
三楽オーシャン株式会社
右代表者　代表取締役　鈴木三千代

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

### 主文

一　三楽オーシャン株式会社は、その販売する「しおみりん」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、当該商品は、ぶどう糖、リンゴ果汁、食塩等に米こうじ、酵母等を加え醸酵させた醸酵液に、ぶどう糖、グルタミン酸ソーダ等を添加して製造された調味料であつて、みりんではなく、また、「大然醸造」と称することのできるものではない旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する「しおみりん」と称する調味料及びこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

## 事　実

一　三楽オーシャン株式会社（以下「三楽オーシャン」という。）は、肩書地に本店を置き、ウイスキー、ワイン、みりん等の酒類、飼料、抗生物質、溶剤、調味料等の製造販売業を営む事業者である。

二　三楽オーシャンは、昭和四七年四月から、自社工場において製造した三〇〇ミリリットル入りびん詰の調味料を「三楽さかしお」の商標で、「しおみりん」と称して、一般消費者を対象とし、全国の地域に販売している。

三　三楽オーシャンは、三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写一）及びキャップシール（別添写二）に「しお」を小さく「みりん」を大きな文字でもつて「しおみりん」と記載し、また、当該商品の首掛け説明書（別添写三）に「天然醸造」と記載し、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんに塩分が付加されたものであるかのように表示している。

四　しかるに、当該商品は、ぶどう糖、リンゴ果汁、食塩等に米こうじ、酵母等を加え醗酵させた醗酵液に、ぶどう糖、グルタミン酸ソーダ等を添加して製造された調味料であつて、みりんではない。

また、「天然醸造」と称することができるものではない。

## 法　令　の　適　用

前記事実によれば、三楽オーシャンは、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

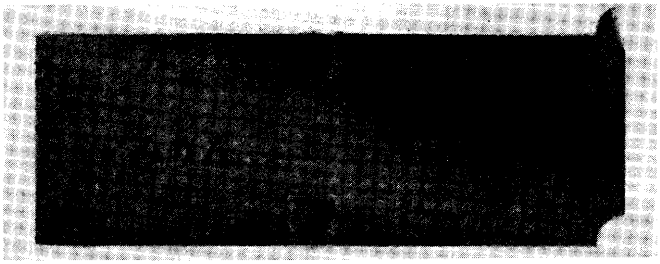
委員　瀧川正久

委員　青山春樹

別添写一




別添写二



別添写三

